

◎外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(抄) (傍線部分は修正部分)

修 正 後	修 正 前
<p>附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条(見出しを含む。)の改正規定、第八条(見出しを含む。)の改正規定、第九条(見出しを含む。)の改正規定及び第十条(見出しを含む。)の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第七条(見出しを含む。)の改正規定、第八条(見出しを含む。)の改正規定、第九条(見出しを含む。)の改正規定及び第十条(見出しを含む。)の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>